

小樽市建築基準法施行条例第17条第1項に規定する
「構造耐力上支障がないと市長が認めるとき」について

小樽市建設部建築指導課

小樽市建築基準法施行条例第17条第1項に規定する「法第3条第2項の規定により前条第1項の規定の適用を受けない建築物又はその部分について増築又は改築をする場合において、当該増築又は改築に係る部分以外の部分の柱について、当該増築又は改築により構造耐力上支障がないと市長が認めるとき」について、次のとおり定める。

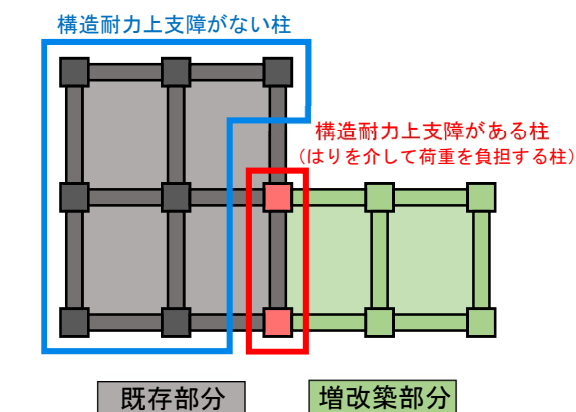
1. 平面的に増築又は改築する場合

平面的に増築又は改築（以下「増改築」という。）する場合には、既存部分の柱のうち、増改築部分のはりを介して、増改築部分の長期荷重を負担する柱以外の柱は、構造耐力上支障がないものとする。

2. 立面的な増築又は改築する場合

立面的に増改築する場合には、既存部分の柱のうち、増改築の部分の柱又ははりを介して、増改築部分の長期荷重を負担する柱以外の柱は、構造耐力上の支障がないものとする。

【1. 平面的な増改築イメージ】



【2. 立面的な増改築イメージ】

